

「子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱

岐阜県青少年対策本部

実施期間 平成 24 年 11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）

趣 旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子ども・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子ども・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

実施主体

岐阜県青少年対策本部（岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県警察）

協 力

市町村、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、青少年育成市町村民会議、日本たばこ産業株式会社

重点項目

- （1）子ども・若者の社会的自立支援の推進
- （2）子ども・若者の健全育成に向けた地域や家庭における取組みへの支援
- （3）子ども・若者を犯罪や有害環境から守るための取組みの推進

1 青少年の自覚と行動を促す取組み（高校生のびのびプロジェクト）

青少年の健全な育成のためには、大人からの働きかけだけでなく、青少年自身の自覚と行動も必要である。そこで、強調月間中に、地域の街頭啓発活動への参加をはじめ、高等学校ごとに社会のルールを守ることの重要性に関する学習やボランティア活動等、様々な取組みを計画・実施することにより、学校および高校生自らが健全な成長を考え、実践するきっかけを作る。

- （活動例）・青少年の健全育成に関する街頭啓発活動（市町村の取組に参加・協力）
- ・地域や学校での清掃活動（市町村の取組に参加・協力）
 - ・携帯電話の利用上のマナーと注意点を確認する
 - ・いじめ、虐待について語る
 - ・高齢者とのスポーツ交流会

2 困難を有する子ども・若者への支援

（1）岐阜県青少年相談・支援担当者研修会の開催

青少年相談・支援担当者の資質向上を図るため、ニート、引きこもり、不登校等、困難を有する子ども・若者の現状や支援方法に関する研修会を強調月間中に開催する。

(2) 児童虐待の予防と対応に向けた取り組みの推進

民間団体を含めた子ども・若者相談機関の連絡先、利用方法、相談内容等の情報を取りまとめた「窓口マップ」を作成し、要支援者が適切な支援を受けることができるよう、関係機関や市町村、学校等を通じて県民に情報提供する。

(3) 児童虐待の予防と対応に向けた取り組みの推進

「児童虐待防止推進月間」である11月を中心に「ぎふオレンジリボン運動」として、イベントやメディアを通じて広く県民に児童虐待の防止について周知し、理解を促進するための取り組みを行う。

岐阜県青少年健全育成県民大会においては、児童虐待防止のチラシを配布する。

(4) 青少年の社会的自立支援対策の推進

岐阜市内での街頭啓発において、ニート状態にある若者を支援する機関である「岐阜県若者サポートステーション」（ぎふサポ）の周知を図るチラシを配布する。

3 インターネット利用に関する調査・啓発活動

(1) インターネットカフェにおけるフィルタリングソフト導入の促進

マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査を実施してフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼する。

(2) ケータイ安全・安心利用に関するリーフレットの作成・配布

以下の内容を重点に、啓発リーフレットを作成し、街頭啓発活動等を通じて県民に配布する。

- ①いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の周知
- ②青少年がケータイを安全・安心に利用するための、保護者への必要な情報の提供
- ③「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」の周知

(3) ケータイ安全・安心利用研修会の開催

事業者等の協力を得て、学校等が主催する生徒、保護者を対象としたケータイ利用に関する研修会に講師派遣を行う。

4 青少年を健全に育む環境の整備

(1) 立入調査活動の強化

強調月間中、県及び関係機関が実施する立入調査活動を強化することにより、青少年を健全に育む社会環境の整備を図る。

- (重点項目)
- ・図書類取扱業者に対しては有害図書類の区分陳列の徹底を指導
 - ・自動販売機業者に対しては条例遵守を指導
 - ・マンガ喫茶・インターネットカフェに対する立入調査においてフィルタリングソフトの導入状況を確認し、整備が進んでいない店舗に対しては積極的な導入を依頼【再掲】

(2) 地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察や各少年（補導）センターは学校、関係機関、地域住民、安全安心まちづくりボランティア等と連携して、青少年への「声かけ運動」や「たまり場」の確認等を実施し、地域安全活動及び非行・被害防止活動を促進する。

(3) 薬物乱用対策等の推進

薬物乱用防止を一層推進するための「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10月1日～11月30日）の一環として、関係機関と連携した取り組みを行う。

5 青少年の健全育成に向けたイベント等、広報活動

(1) 岐阜県青少年健全育成県民大会の開催

- ①主 催 県、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議、郡上市、郡上市青少年育成市民会議
- ②開催期日 11月11日（日）
- ③開催場所 日本まん真ん中センター（郡上市）
- ④実施内容 表彰（優良少年団体・優良少年補導員等）、地域青少年活動発表等

(2) 平成24年度「わが家 わが町 家庭の日発表会」

- ①主 催 県、公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議
- ②開催期日 11月25日（日）
- ③開催場所 高山市民文化会館
- ④実施内容 ・家族ぐるみで取り組んでいる活動事例の発表
・地域、団体で取り組んでいる活動事例の発表

(3) 子ども・若者の食育の推進

- ①学校給食の役割、食の大切さを小・中学生、高校生やその保護者をはじめ、広く地域住民に知らせ、家庭や地域における食育への関心を高めるため、地場産物を使った学校給食の献立の紹介や食に関するクイズラリーなどを下記のとおり開催する。
11月18日（日） 東美濃ふれあいセンター（中津川市 ひがしみの農業祭会場内）
- ②進学または就職のために単身で生活することになる高校生を対象に、食に関する知識と技術を習得し、自らの健康を管理していく実践力を身につける体験活動や講習会を開催する。

(4) その他、各種広報啓発活動

すべての県民が、青少年の育成支援に対する理解を深め、日常的に取り組む機運の醸成を図るため、関係機関・団体の積極的な参加協力を得て実施する。

- ①新聞、ラジオ等報道機関への協力要請
- ②県、関係機関・団体等の発行する広報紙による広報
- ③デパート、ショッピングセンター等の大型商業店舗における店内放送を依頼
- ④各地域において、市町村や青少年育成市町村民会議等が中心となり、街頭啓発活動等を実施
- ⑤県庁舎内放送の活用